

尾鷲市環境保全対策資材購入費補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市内の一般家庭などから排出される生ごみ等の減量及び再資源化を促進し、ごみ減量に対する意識の高揚を図るため、生ごみ処理機生ごみ処理容器及びガーデンシュレッダー（以下「生ごみ処理機等」という。）を購入する者に対し、予算の範囲内で尾鷲市環境保全対策資材購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 電力又は手動により生ごみを分解・減容・堆肥化又は消滅等をさせる器具をいう。
- (2) 生ごみ処理容器 微生物を利用して生ごみを分解・減容・堆肥化等をする容器で、材質が耐水性及び耐久性を備えているもの（コンポスト・ぼかし容器を含む）をいう。
- (3) ガーデンシュレッダー 動力を利用して庭木の剪定枝・落葉等を粉砕してチップ化する器具（最大粉砕能力が直径35ミリ以下のもの）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受ける事ができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者ものとする。

- (1) 本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市において自主的に環境美化活動などの環境保全に取り組む、地域住民で構成された営利を目的としない子供会、PTA及び自治会などの市民団体。
- (2) 市内に生ごみ処理機等を設置し、かつ、適切な管理が出来る者。
 - 2 前項第1号の対象となる団体は、尾鷲市環境保全団体登録申請書（第1号様式）により、市長に登録を申請しなければならない。

(補助金の対象)

第4条 補助金の対象となる生ごみ処理機等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 1世帯につき1機
 - (2) 生ごみ処理容器 1世帯につき2基
 - (3) ガーデンシュレッダー 1世帯又は一団体につき1機
- 2 補助金の交付決定の日から起算して5年を経過した生ごみ処理機等は、再度、補助対象とすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 購入価格の2分の1の額(30,000円を限度とする。)
- (2) 生ごみ処理容器 購入価格の2分の1の額(5,000円を限度とする。)
- (3) ガーデンシュレッダー 購入価格の2分の1の額(30,000円を限度とする。)

2 前項の購入価格とは本体価格であり、付属品や送料及び消費税を含まないものとし、購入価格の2分の1の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請および請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、尾鷲市環境保全対策資材購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第2号。以下「申請書兼請求書」という。)に、購入者氏名、購入年月日、購入金額及び購入する機種が明示された領収書の写し並びに組み立てたことが確認できる写真(生ごみ処理容器のうち組立て式のものを購入した場合に限る。)を添えて、生ごみ処理機等を購入した日から起算して60日以内又は生ごみ処理機等を購入した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条に基づき申請書兼請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、生ごみ処理機等購入費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号。以下「通知書」という。)により申請者に交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第8条 市長は、決定者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかとなったとき。
- (3) 補助金の交付条件に違反し、目的に反して使用し、譲渡し、貸付け、又は担保に供したとき。

(設置者の義務)

第9条 この規則に基づき補助金の交付を受け、生ごみ処理機等を設置した者

は、その生ごみ処理機等を常に良好な状態に保持できるよう維持管理を行い適正使用に努めなければならない。

2 設置者は、生ごみ処理機等により堆肥化又は分解消滅化された際に発生する肥料について、有効利用に心がけ、残渣等については、設置者が自ら適正に処理しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。